

7月中旬

後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します

平成 22 年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を 7 月中旬に送付します。
後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりから保険料をお支払いいただきます。

保険料の計算方法

①均等割額 ②所得割額 ①+②

$$43,924 \text{ 円} + (\text{平成 21 年中の総所得金額等} - 33 \text{ 万円}) \times 8.23\% = \text{平成 22 年度保険料額(最高限度額 50 万円)}$$

※収入額から控除額(公的年金等控除額や給与所得控除額、必要経費のこと。所得控除(社会保険料控除や扶養控除などは含まない)を引いた金額。

保険料の納付方法 次の 2 通りとなります。

- ①年金からの支払い(特別徴収)…特に手続きの必要はありません。また、口座振替による支払いに変更することもできます。詳しくは、市役所市民課又は各支所地域振興課にご相談ください。
- ②口座振替や納付書での支払い(普通徴収)…7 月から翌年 3 月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額 18 万円未満の人や後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人が対象です。

保険料の軽減 次に該当する人は、平成 21 年中の所得に応じて平成 22 年度の保険料が軽減されます。

●所得の低い人の軽減

①均等割額…平成 21 年中の世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の総所得金額などが一定の金額以下の人

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯		軽減割合(軽減後均等割額)
基礎控除額(33 万円)	被保険者全員の各所得(年金所得は控除額を 80 万円として計算)が 0 円	9 割(4,392 円)
	上記以外	8.5 割(6,588 円)※
基礎控除額(33 万円) + 24.5 万円 × 被保険者の数(被保険者である世帯主を除く)		5 割(21,962 円)
基礎控除額(33 万円) + 35 万円 × 被保険者の数		2 割(35,139 円)

※本来は 7 割ですが、軽減措置により 8.5 割となります。

②所得割額…所得割額算定の所得(総所得金額等 - 基礎控除額 33 万円)が 58 万円(年金収入のみの場合は 211 万円)以下の人は、所得割額が 5 割軽減されます。

●被扶養者だった人の軽減 制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(旧:政府管掌健康保険)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割はかからず均等割額が 5 割軽減になりますが、軽減措置により 9 割軽減されます。

◎次のようなときには、申請すると保険料の減免を受けることができます場合があります。詳しくは市役所市民課又は各支所地域振興課にご相談ください。

災害で大きな損害を受けたとき / 所得の著しい減少があったとき / ほかの被保険者や世帯主が死亡したかなどで世帯の所得が軽減判定基準以下となる時 / 一定期間給付の制限を受けたとき